

日時・場所	令和7年1月6日（月）9時30分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、北脇教育長、北脇議会事務局長、布施政策調整部長、川尻総務部長、中塚市民部長、井出健康福祉部長、井狩健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、岡崎都市建設部長、西村環境経済部長、田中教育委員会部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

仕事始め式の訓示のとおり

2. 議題

【審議事項】

- ①野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
国民健康保険税率の見直しに係る当該条例の一部を改正する。

○審議結果

異論はなかったため、付議内容で議会へ提案。

<共有>

- ・説明資料「野洲市の一人当たり保険税額の推移」と「令和7年度の県仮算定でのシミュレーション」における令和6年度の一人当たりの保険税額が異なっているため、整合を図るよう修正する。
- ・各市町における保健事業や低所得者への軽減措置等の既存の制度の取り扱いについては、令和9年度に県下で保険料率が統一されるまでに、県において調整される。

【報告事項】

- ②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 67 号)が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関連する条例の整備を図るため所要の改正を行う。

→特に意見・議論等はなかった。

- ③野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

令和6年4月1日に社会福祉法人ひかり会守山学園が児童福祉施設と言われる「児童家庭支援センター」を設置したことに伴い、野洲市要保護児童対策地域協議会の構成委員と定め、地域連携の強化を図る。併せて、組織改編に伴い、「健康福祉部こども課の職員」を「健康福祉部こども家庭局こども課の職員」に改める。

<意見>

本件の改正理由の一部に、市の事務分掌規則の改正が挙げられているが、規則の改正によっ

て条例を改正することについて、例規運用上違和感がある。

<共有>

意見があったことについて、総務部で確認する。

④野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第 61 号)が、令和6年3月 29 日に公布され、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正する。

→特に意見・議論等はなかった。

⑤全員協議会への提出事項について

令和7年1月 21 日(火)開催の全員協議会に、報告事項5件、連絡事項 10 件を提出する。

→特に意見・議論等はなかった。

3. 次回部長会議の予定

1月14日(火)9時00分～ 庁議室

※案件がある場合は1/10(金)正午までに所定のフォルダヘデータの提出をお願いする。

4. 閉会